

## 海外派遣資金貸付金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スカウトを引率して参加する海外派遣事業の指導者に対して、日本ボーイスカウト愛知連盟（以下「愛知連盟」という。）が、貸付金及び助成金を交付するため、必要な事項について定める。

### (貸付及び助成の対象者)

第2条 貸付の対象者は、ボーイスカウト日本連盟の加盟員で、愛知連盟内の団に所属している指導者及びローバースカウト（以下「指導者等」という。）とする

### (貸付金及び助成金の額)

第3条 貸付金の額は、毎年度予算を勘案して決定するが、その限度額は参加費の2分の1以内で、かつ、25万円を限度とする。

2 助成金の額は、指導者等のスキルアップのための研修に必要な額とし、10万円を限度とする。

### (貸付金及び助成金の使用制限)

第4条 貸付金は、目的に定める事業の参加費に充てる以外に使用してはならない。

2 助成金は、スキルアップの研修費に充てる以外に使用してはならない。

### (貸付金及び助成金の申請手続き)

第5条 海外派遣事業への参加の内定を受けた指導者等で、貸付金・助成金を受けようとする者は、貸付金・助成金申請書（様式1）を愛知連盟事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

2 貸付金・助成金申請書を受理した事務局は、これを海外派遣貸付金・助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮ることとする。

### (審査委員会)

第6条 審査委員会は、愛知連盟に所属する、次の各号に掲げる者で構成し、理事長が委嘱する。

(1) 県連盟コミッショナー

(2) 行事・国際委員長

(3) 総務委員長

(4) 行事・国際委員会委員

2 委員長は、県連盟コミッショナーをもって充て、副委員長は、行事・国際委員長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を掌理するとともに、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(審査の報告)

第6条 審査委員会は、指導者等への貸付及び助成について、その被貸付者及び被助成者、貸付金額及び返済計画等貸付及び助成に関する全般について審査し、その結果を理事長へ報告するものとする。

(貸付及び助成等の決定)

第8条 貸付及び貸付金額並びに助成及び助成金額は、審査委員会の議を経て、理事長が決定する。

(借用書の提出)

第9条 貸付金の交付を受けることとなった者は、貸付金借用書(様式2)を事務局に提出する。

(貸付金の返還)

第10条 交付された貸付金は、申請時の返済計画に従って、交付の日から2年以内に、全額返済しなければならない、ただし、返済計画を繰り上げることを妨げない。

2 貸付金を交付された者が日本連盟の加盟員でなくなった場合は、その日から6ヶ月以内に未返済金の全額を返済しなければならない。

(延滞金)

第11条 貸付金を交付された者が、返済を6ヶ月以上延滞した場合は、延滞金を徴することができる。

(庶務)

第12条 貸付金・助成金及び審査委員会に関する事務は、愛知連盟事務局で行う。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の運用については、理事会の議を経て、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月4日から施行する。